

大阪府立労働センター本館1階・軽食喫茶店等出店事業者募集要項

大阪府立労働センターにおける軽食喫茶店事業者（以下「営業事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

使用許可場所／所在地	使用許可面積	数量	最低使用料（年額）	位置
大阪府立労働センター本館1階 大阪市中央区北浜東3番14号	軽食喫茶店・厨房 55.86㎡	1式	717,800円 (税込み789,580円)	別図

2 公募内容

大阪府立労働センター（以下、「エル・おおさか」という。）の利用者ニーズ等に合致した次の店舗構成により出店、営業する者

- (1) 軽食・喫茶等、館内利用者のニーズを満足する店舗
※軽食喫茶店に限らず、喫茶及び軽食の提供ができれば可。
- (2) エル・おおさかの設置趣旨（労働組合の健全な発展並びに労働者の教養の向上及び福祉の増進に資する）にふさわしい店舗の内装、防災面に配慮したレイアウト

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が営業事業者に応募することができます。

- (1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
- (2) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑧までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。
 - ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなく大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
 - ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申

立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者

- ⑧ 公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者
- (3) 日本国内に営業所又は事務所を有するもので、法令等の規定により営業等について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けているか又は確実に受ける見込みであること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (7) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

4 公募条件等

(1) 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日とします。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断した場合、当初の許可期間を延長して使用することができます。

期間の延長は、当初、大阪府が設定した公募条件を変更しないことを条件として1年毎に申請を行うことにより、最長、令和11年3月31日までの間、府の許可を受け使用することができます。営業事業者は、使用期間満了後引き続き使用しようとするときは、許可期間満了の3箇月前までに府に対して書面により申し出てください。

(2) 使用料等

① 応募価格

応募価格は、「1 公募物件」に記載する最低使用料以上の年額使用料(税抜き)を百円単位で記入してください。

② 使用料の納入

使用料は、年度ごとに大阪府の発する納入通知書により、原則、許可年度開始前の大阪府が指定する期限までに当該年度分を全額納入してください。使用料の額は、次の③の計算によるものとします。

③ 年額使用料

年額使用料の額は、応募価格(税抜額)に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額とします。ただし、「1 公募物件」に記載する最低使用料は、大阪府公有財産規則に基づく令和5年4月1日時点の公有財産台帳の現在価格を基準とする額であり、令和5年度中に行った補修工事等の額を付加したものが令和6年3月末時点の台帳価格になるため、当該価格に基づき算出する額が最低使用料となります。(令和6年3月中旬に金額が確定します。)

このため、大阪府が算出した最低使用料が応募価格を上回った場合は、大阪府が算出した額に改定することとし、府が発行する書面記載の額(最低使用料、消費税及び地方消費税相当額)を指定される方法により期限までに納入いただく場合があります。また、令和7年4月1日以降、継続して使用しようとする場合は、毎年度4月1日時点の価格に基づき年額使用料を算出します。

(3) 必要経費の負担

① 営業事業者が負担すべき経費

- ・エル・おおさかにおける軽食喫茶店等の営業に必要な各種手続きに要する費用
- ・使用前・使用中における室内（厨房を含む）の床面・壁面等のクリーニングを行う場合の費用
- ・室内照明管球の調達・交換に要する費用
- ・営業事業者が食器・調度品・設備機器等を持ち込んで設置する場合の設置・運用・維持補修及び撤去に要する一切の費用
- ・軽食喫茶店等の冷暖房設備の設置に必要な費用

② 光熱水費その他経費の負担

食堂の準備・営業等に必要光熱水費及びその他維持管理に必要な経費（別紙仕様書に記載する「共通経費」を含む）は事業者の負担となります。共益費の月額単価（令和5年度）は、1㎡あたり759.1円（税抜き）です。共益費は次年度以降、変動する可能性があります。負担にあたっては、エル・おおさかの建物を管理する指定管理者と協定書を締結し、指定管理者の請求に基づき期限までに納入してください。

(4) 遵守事項及び使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 公募条件及び別紙「大阪府立労働センター本館1階・軽食喫茶店等出店営業に係る仕様書」を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付してください。
- ② 軽食喫茶店等を営業する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁止します。
- ③ 使用期間中に3-(3)にかかる許認可等の取消しを受けた場合は、直ちに当該許認可に係る営業を停止し、申し出てください。

5 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送で申し込む場合（必ず配達証明で送付すること）

申込受付期間 令和5年9月13日（水）～ 令和5年9月27日（水）必着

送り先 〒540-0033

大阪府中央区石町2丁目5番3号 エル・おおさか南館3階

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課 労政・労働福祉グループ あて

持参される場合

申込受付期間 令和5年9月13日（水）～ 令和5年9月27日（水）

【午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先 郵送送り先に同じ

(2) 必要な書類（各1部）

① 応募申込書（様式1）

※ 応募申込書は、次の②～④の書類とは別に、小封筒に入れ提出すること。

なお、小封筒には「応募申込書」と朱書で記入の上、封入口部分を糊で封じ、封じた部分に割り印を押下すること。

② 誓約書（様式2-1、様式2-2）

③ 販売品目（軽食・喫茶店用）（様式3）

④ 会社概要等（会社パンフレットなど）

(3) 電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

6 質問書及び現地説明会

(1) 質問書（電話でなく必ず書面で提出してください。）

① 受付期間 令和5年9月13日（水）～ 令和5年9月20日（水）

② 提出方法

質問書（様式4）により、①受付期間内に「5-（1）提出先」にFAX（06-6360-4751）又は電子メール（rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp）で送付してください。

③ 質問書への回答日

令和5年9月22日（金） 質問者名を伏せて、大阪府ホームページに回答を掲載します。

(2) 現地説明会

日 時：令和5年9月19日（火）午後2時

集 合 場 所：エル・おおさか本館1階受付

参加手続き：現地説明会参加申込書（様式5）をFAX又は電子メールで提出してください。

○提出先 大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課 労政・労働福祉グループ

FAX番号 06-6360-4751

メールアドレス rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

○提出期限 令和5年9月15日（金）午後4時まで（必着）

※留意事項：○ 時間は約30分程度です。

○ 当日の質問にはお答えできませんので、その旨ご了承ください。

7 営業事業者の決定

(1) 営業事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、「3 応募資格要件」に定める内容をすべて満たす事業者で、大阪府が設定する最低使用料以上で、最高の応募価格で申し込みを行った者としします。

(2) くじによる営業事業者の決定

最高の応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立ち合いのもと、くじにより決定します。

(3) 営業事業者の公表等

営業事業者の決定は、令和5年10月4日（水）の予定です。 営業事業者を決定したときは、応募者に決定金額及び営業事業者名を通知するとともに、大阪府ホームページに決定金額及び営業事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

8 使用許可申請の手続き

営業事業者に決定した者は、令和5年10月11日（水）までに、行政財産使用許可申請書等を提出してください。併せて、「3 応募資格要件（8）」に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から3か月以内のものに限る。）を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

① 行政財産使用許可申請書（大阪府指定様式）

② 事業計画書

③ 設置場所の図面

④ 3-（3）にかかる許認可等（大阪府立労働センター本館1階・軽食喫茶店等の営業許可等）の許可証等の写し

※使用許可後、営業許可をとり速やかに提出すること。

⑤ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）

- 〈法人の場合〉…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、委任状（代理人の場合）
 ※10その他(2) 個人情報の収集及び提供に記載する書類も提出を求める場合があります。
- 〈個人の場合〉…印鑑証明書（市・区役所（町村役場）発行のもの）

9 営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者としての決定を取り消し、最低使用料以上で次に高額の応募価格の申し込みを行った者を営業事業者とします。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 営業事業者が応募者の資格を失った場合又は3-(3)にかかる許認可等が得られなかった場合あるいは取消された場合

10 その他

- (1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、営業事業者の負担とします。
- (2) 個人情報の収集及び提供
 - ① 営業予定事業者に決定した者が法人の場合で、大阪府から提出の求めがあったときは、速やかに役員名簿（氏名〈漢字/ふりがな〉、生年月日、性別、法人名、法人所在地が分かるもの）を提出してください。
 - ② 営業予定事業者に決定した者が大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であることを確認するため、大阪府は、同条例第24条第2項の規定に基づき、営業予定事業者に決定した者から提出のあった誓約書、役員名簿並びに履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供することがあります。
 - ③ 使用許可後、「4 公募条件等」に掲げる内容を誠実に履行しない場合又は応募申込みの書類等に虚偽の記載のあることが判明した場合は、使用許可の取消しをすることがあります。

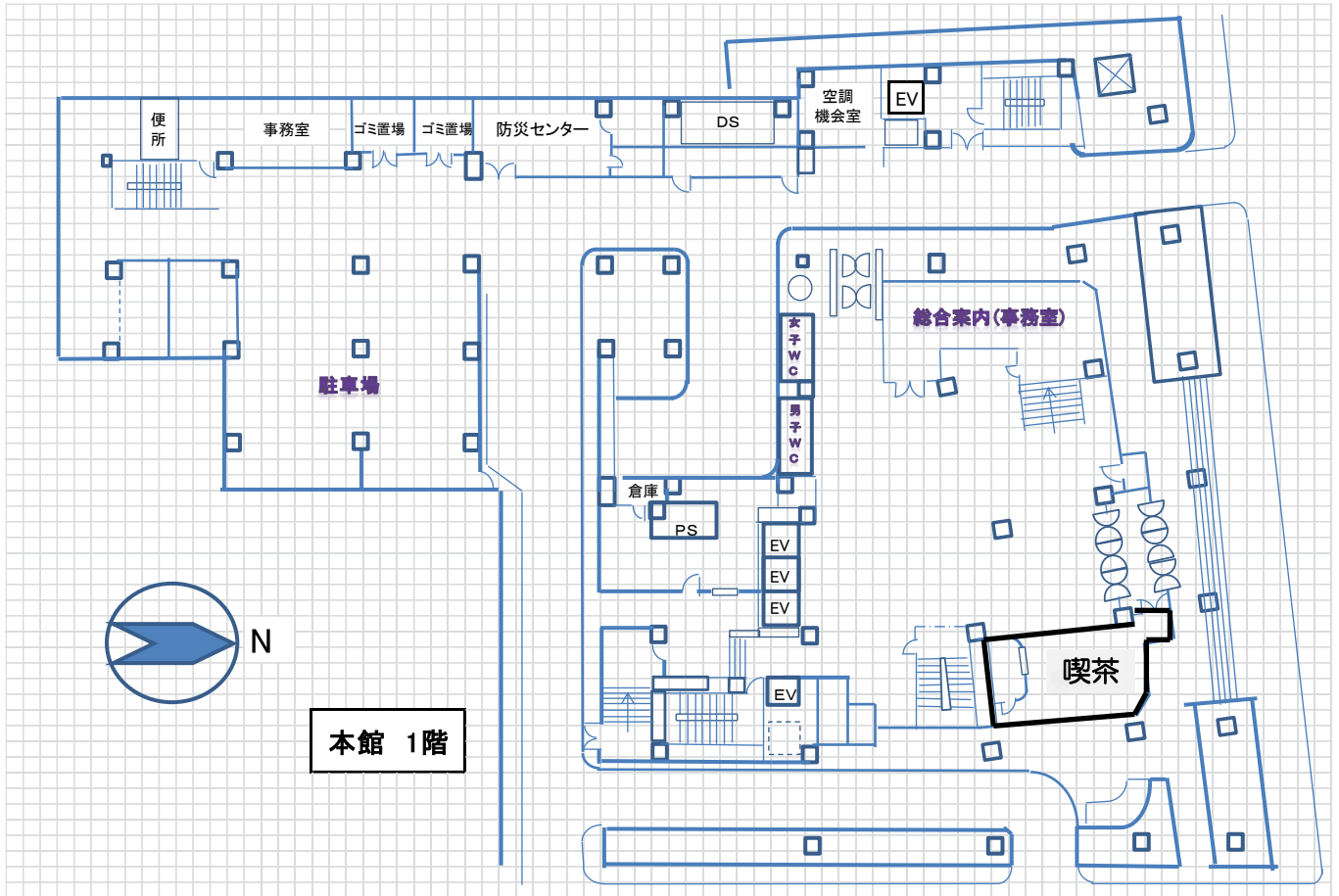
募集に関する問い合わせ先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課 労政・労働福祉グループ 担当 三浦・岡村
 大阪府中央区石町2丁目5番3号 エル・おおさか南館3階
 電話：06-6210-9521

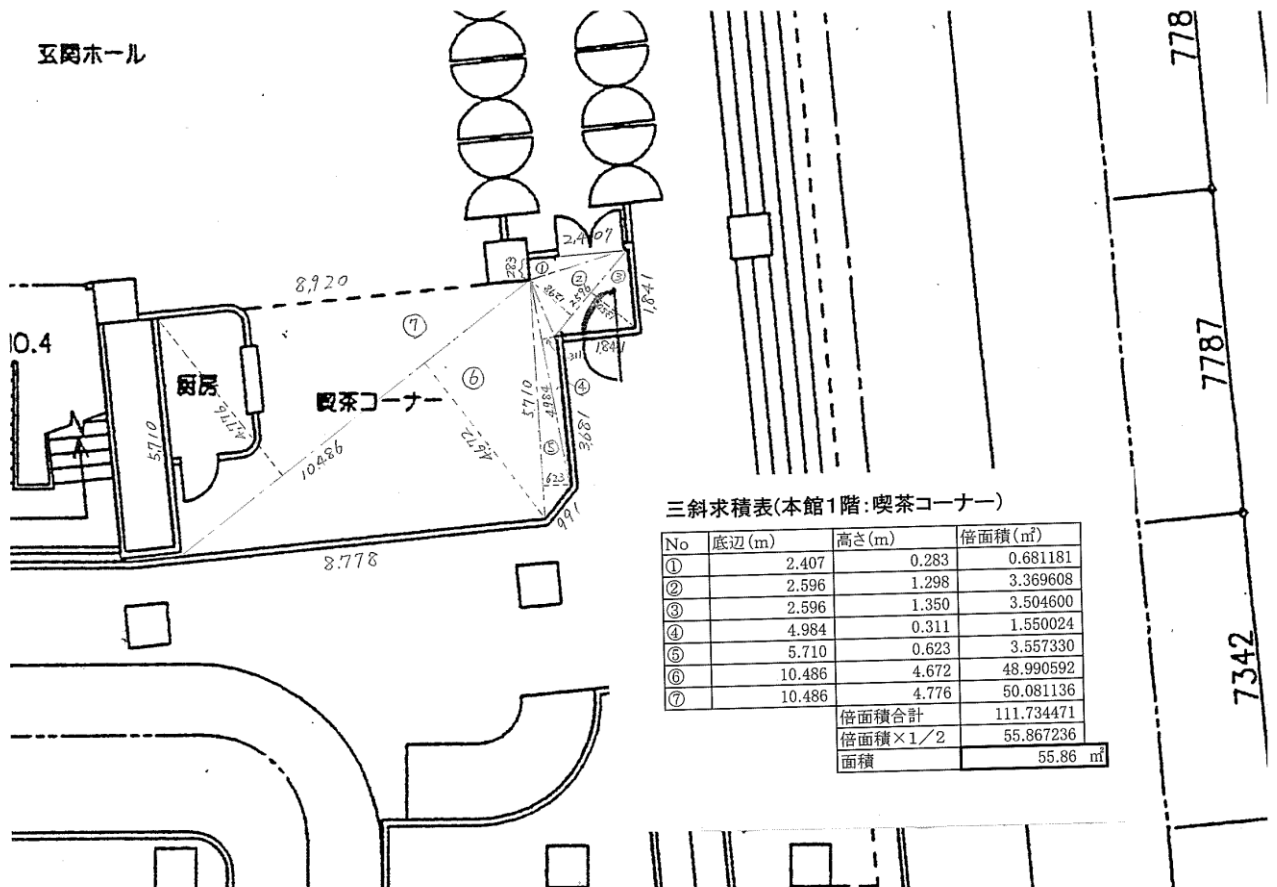
所在地近辺見取図



大阪府立労働センター 本館 1階図



公募物件 求積図



応募申込書

<大阪府立労働センター本館1階・軽食喫茶店等>

令和 年 月 日

大阪府知事 様

住 所 (所在地) (〒 -)

氏 名

法 人 名

代表者名

Ⓜ

(事務担当者)

所属部署

氏 名

電 話

大阪府立労働センター本館1階・軽食喫茶店等出店事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 提案使用料

所在地	設置場所	使用許可面積	数量	応募価格 (提案使用料)			
大阪市中央区北浜東 3番14号	本館 1階	軽食喫茶店等 55.86 m ²	1式				0 0 円

- ※ 1. 応募価格は、雇用推進室労働環境課が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
 2. 応募価格は、今年度の使用期間に関わらず年額として、百円単位(税抜き)で記入してください。
 なお、応募価格(税抜き)に百分の百十を乗じて得た額をもって年額使用料とします。
 3. 金額はアラビア数字で記入してください。
 4. 初めの数字の頭に¥をいれてください。

2 添付書類

- ① 誓約書 (様式2-1、様式2-2)
- ② 販売品目・軽食喫茶店用 (様式3)
- ③ 会社概要等 (会社パンフレットなど)

誓約書

私は、大阪府が実施する大阪府立労働センター本館1階・軽食喫茶店等出店事業者の募集の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、「大阪府立労働センター本館1階・軽食喫茶店等出店事業者募集要項」及び「大阪府立労働センター本館1階・軽食喫茶店等出店営業に係る仕様書」について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 大阪府立労働センター本館1階・軽食喫茶店等出店事業者募集要項の「3 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 大阪府立労働センター本館1階・軽食喫茶店等出店事業者募集要項の各条項に掲げられている事項及びこれに基づく大阪府知事の指示に対して、遵守できない場合は、当該行政財産の使用許可を取り消されても不服は申し立てません。
- 4 営業事業者の決定に関して、大阪府ホームページに決定金額及び営業事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

大阪府知事 様

住 所
(所在地)

氏 名
法 人 名
代表者名

誓約書(暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約)

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

大阪府知事 様

年 月 日

申込者

住 所

(所在地)

フリガナ
氏 名

(法人名)

(代表者名)

生年月日

共有予定者

住 所

(所在地)

フリガナ
氏 名

(法人名)

(代表者名)

生年月日

共有予定者

住 所

(所在地)

フリガナ
氏 名

(法人名)

(代表者名)

生年月日

質 問 書

質問内容

回答内容

氏 名
法 人 名
代表者名

担当者名

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

下記のとおり現地説明会に参加を申し込みます。

住 所
(所在地)
氏 名
法 人 名
代表者名

1 件名

大阪府立労働センター本館1階・軽食喫茶店等出店事業者募集 (現地説明会)

2 参加者名

(所属) 氏名	
(所属) 氏名	

※参加人数の上限は、2名とします。

3 連絡先

F A X 番 号	
電 話 番 号	

※ 提出期限

令和5年9月15日(金)午後5時までにF A X又はメールで送付すること。(必着)

[F A X 番 号 0 6 - 6 3 6 0 - 4 7 5 1]

[メールアドレス rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp]